コーポレート・ガバナンス報告書

2026年11月24日

株式会社ジールアソシエイツ
代表取締役 社長執行役員　永門　大輔
問合せ先 取締役 上席執行役員　澁谷　良雄
TEL　03-6264-2690
URL　https://zeal-as.co.jp/company/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、会社の社会的責任を果たすために、永続的な発展と成長、継続的な企業価値の最大化を目指すとともに、経営の健全性、効率性、透明性を確保すべく、最適な経営管理体制を目指しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ナガトバランス	1,494,000	51.02
永門大輔	569,000	19.43
照井秀浩	450,000	15.37
永門優作	360,000	12.30
澁谷良雄	54,000	1.84
株式会社純光社	1,000	0.03
計	2,928,000	100.00

支配株主名	株式会社ナガトバランス、永門大輔
親会社の有無	なし

補足説明

株式会社ナガトバランスは、2023 年５月 19 日付で設立された当社の代表取締役永門大輔の財産保全会社であります。同社は、2026 年４月 14 日臨時株主総会の基準日において、発行済株式総数の 51.0%を所有するに至っております。同社は当社株式の保有以外に事業を行っておらず、安定的に保有する方針であることを確認しております。

３．企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	８月
業種	サービス業
直前事業年度末における従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における売上高	100 億円未満
直前事業年度末における子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引はありませんが、 取引が発生する場合は、当該取引条件を一般の取引条件と比較検討を行い決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については取締役会の承認を必要としており、関連当事者取引を取締役会が適時適切に把握し、少数株主の利益を毀損する取引を排除する体制を構築しております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	９名以内（うち監査等委員である取締役３名以内）
定款上の取締役の任期	取締役(監査等委員である取締役を除く。）１年 監査等委員である取締役２年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	７名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	３名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	なし

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
曽根 泰彦	他の会社の出身者											
阿久津 操	他の会社の出身者											
今森 教仁	他の会社の出身者											

※１　会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k. その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
曽根 泰彦	○	―	―――	同氏は、他社において多数の監査役を担当された豊富な経験と専門的な知見を有しております。これまでも当社が成長していく過程において、より高次元のコーポレート・ガバナンスを構築するという視点を常に意識し、経営上の課題・問題点等に対して有益な意見や提案を行っていただいていることから、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。また、今後も同氏には、その長年にわたる監査役としての豊富な経験に基づき、客観的かつ中立的な立場から当社の経営に対する強力な監督と有益な助言をいただくことを期待しております。
阿久津 操	○	―	―――	同氏は、人事・総務業務に関する専門的な知見や、経営者としての豊富な経験を有しております。これまでも主にコーポレート・ガバナンスの視点や経営的な視点から、当社の業務執行の妥当性・公正性について監査を行い、当社経営上の課題・問題点等に対して有益な意見や提案を行っていただいていることから、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。また、今後も同氏には、その豊富な経験と専門的な知見に基づき、客観的かつ中立的な立場から当社の経営に対する強力な監督と有益な助言をいただくことを期待しております。
今森 教仁	○	―	―――	同氏は、会社経営に携わった経験や専門的知見に基づいて当社経営上の課題・問題点等に対し意見・提案を行っており、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。また、今後も同氏には、その専門的な知見に基づき、客観的かつ中立的な立場から経営に対する監督及び有益な助言をいただくことを期待しております。

【監査等委員会】

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項	監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。また、監査等委員会より監査等委員会の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得るものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	監査等委員会、会計監査人、内部監査室は相互に連携して、三様監査の体制のもと、情報の共有を行い、効率的かつ効果的な監査を実施するよう努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

ストックオプションの付与対象者	社内および社外取締役、従業員

当社では、業績向上と企業価値向上に対する役員及び従業員の意識と士気を高めるため、ストックオプション制度を導入しています。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っていません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容	2026 年５月 14 日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は年額 300 万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員である取締役）の報酬額を年額 200 百万円以内と決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、随時必要な情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に情報共有を行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ．取締役会 当社の取締役会は、７名（うち社外取締役３名）の取締役で構成しております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。 取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。 ロ．監査等委員会 当社の監査等委員会は３名（社外取締役）で構成しております。当社の監査等委員会は毎月１回の定時監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、取締役の法令・定款遵守状況等を把握し、監査等委員間の意見交換を実施しております。監査等委員は重要な会議に出席し、会社業務の監査を実施するとともに取締役の業務執行を適正性及び適法性の観点から監視しております。また、会計監査人及び内部監査担当者と連携して適正な監査の実施に努めております。

ハ．会計監査
当社は、永和監査法人と会社法監査及び金融商品取引法監査（株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第３項の規定に基づく監査）について監査契約を締結しております。

ニ．内部監査
内部監査体制としては内部監査担当者により各部門の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況について監査を定期的に行い、代表取締役に報告しております。内部監査担当者、監査等委員及び会計監査人は、定期的に会合を開催して意見及び情報を交換し、相互連携を強化しています。

ホ．管理職会議
当社の管理職会議は当社の役員及び代表取締役が指名する者をもって、毎月１回以上開催し、当社の中長期的な戦略を検討し、その方向性について共有を図るとともに、取締役会で決定された方針を具体的な業務執行に落とし込む際の方針及び計画その他の事項について検討しております。また、管理職会議の審議のうち、取締役会の決議事項については、あらためて取締役会で決議しております。

ヘ．リスク・コンプライアンス委員会
管理部長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則四半期ごとに開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。リスク・コンプライアンス委員会ではリスク及びコンプライアンスに係る事項の検討、審議を行い、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、株主への株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は８月決算であり株主総会は 11 月開催となるため、集中日を回避したものとなっていると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。

２．IR に関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、公表しています。
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役 コーポレート本部長を責任者とし、コーポレート本部を担当部署として IR 活動を行っております。

３.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現時点、ステークホルダーの立場の尊重について規定している社内規程はございませんが、今後策定を検討してまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	現時点、ステークホルダーに対する情報提供に関わる方針等については策定しておりませんが、今後策定を検討してまいります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおりとしております。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

１．取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①法令・定款及び社会規範を遵守するための「行動規範」を制定し、全社に周知・徹底する。

②監査等委員会による取締役会の監査を通じ、取締役の職務執行が法令、定款、社内規程及び社会規範に適合する事を確保する。

③コンプライアンス規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

④コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

⑤代表取締役直轄の内部監査担当者を設置し、内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、代表取締役にその結果を報告するものとする。また、判明した指摘・提案事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施するものとする。

⑥内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。

②取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

３．当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

②リスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

③危機発生時には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

４．当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

②取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催する。

③取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、業務執行取締役及び部長等が出席する経営会議を原則毎月１回以上開催し、業務執行に関する基本的事項や経営課題について討議し、代表取締役及び取締役会の意思決定に資するものとする。

５．当社及び子会社については、当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理調整・支援を行うとともに、子会社の取締役及び使用人等が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制並びに損失の危険の管理に関する体制を整備している。また、子会社の取締役及び使用人等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備している。

６．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに他の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）からの独立性に関する事項

①監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

②監査等委員会より監査等委員会の補助の要請を受けた使用人は、その要請された業務に関して取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査等委員会の指揮命令に服するものとする。

③当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得るものとする。

７．当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

①監査等委員会が選定する監査等委員（以下「選定監査等委員」という。）は、重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

②取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員会に報告する。

③取締役及び使用人は、選定監査等委員からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

④取締役及び使用人からの監査等委員会への通報については、通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

８．監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
①監査等委員会が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
②監査等委員がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

９．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①監査等委員には、法令に従い、社外取締役である監査等委員を含み、公正かつ透明性を確保する。
②監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
③監査等委員会は、外部監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

10．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
①当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。
②当社は、反社会的勢力排除に向けた関連規程を整備し、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

11．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確立を図るため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を適切に行うとともに、その有効性を継続的に評価し、必要な改善を行う。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、社会の秩序や健全な社会・経済の発展に脅威をあたえる反社会的勢力及び団体とは取引関係も含め一切の関係を遮断すること並びに断固たる態度で反社会的勢力及び団体による不当要求を拒否することを基本方針としております。

ロ．反社会的勢力排除に向けた整備状況

新規の取引先については取引開始前に、既存の継続取引先については原則として年１回、反社チェックを実施しております。さらに、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むものとしております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【適時開示体制の概要(模式図)】



